

現場説明書

1 工 事 名 : 白石消防署庁舎建替工事

2 工 期 : 契約締結日 ~ 令和10年7月31日 まで

(1) 工期に関して、予定工期に差異が生じた場合（延長）は、対策を講じ期間内に完成するよう努めること。

3 工事の担当は、仙南地域広域行政事務組合消防本部 管理課 とする。

《説明事項》

(1) 一般事項

- ① 本工事は、地域社会や自然との調和を図り、快適な施工環境を保ちつつ進めるとともに、建設工事の公共性を踏まえ、地域の生活環境、自然環境及び公害対策等について十分配慮の上、行うこと。
- ② 工事の内容は、設計図書のとおりとする。
- ③ 本工事の施工にあたっては、現場の地形、地質、天文気象、周辺環境等当該工事に必要な項目を直接確認し、データを収集の上、対処すること。
- ④ 本工事で発生する建設廃棄物のうち、宮城県内の最終処分場（中間処理施設経由の場合を含む。）に搬入される産業廃棄物については、宮城県の産業廃棄物税が課税されるので、適正に取り扱うこと。
- ⑤ 本工事は、公共建築工事積算基準（令和8年3月11日改定）、公共建築工事共通費積算基準（令和8年3月11日改定）により、工事価格の積算を行っている。なお、設計単価の基準日については、参考設計書（単価根拠一覧表）を参照すること。
- ⑥ 公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに労働安全衛生法に基づく墜落制止用器具に要する費用を含んでいる。
- ⑦ 軽微な変更については、請負金額の増減は発生しないものとする。設計図面に明記無き事項についても外観上、構造上、施工上必要と思われる事項についても同様とする。
- ⑧ 積算上の工期については、下記のとおり。

白石消防署庁舎建替工事 20ヶ月間

(2) 建設工事元請・下請適正化の遵守について

工事の実施に当たり、下請負人の選定、下請負契約書の作成、下請代金の支払い等については、次のとおり適正に行うこと。

- ① 工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
- ② 全ての工事について、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に施工体系図を掲示し、適宜更新すること。

- ③公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条の規定に基づき、下請負契約を締結する全ての工事について、建設業法第24条の7に従って施工体制台帳及び施工体系図を現場事務所に備え、写しを監督職員に提出すること。
また、施工体制台帳には「外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況」を記載すること。
- ④建設業法に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を結ばないこと。

(3) 労働者の雇用について

建設労働者の雇用にあたっては、労働条件及び福祉向上を図るため、次の事項に留意するとともに、下請業者に対しても適切に指導すること。

- ①労働基準法第89条に定める就業規則及び同法第108条に定める賃金台帳を整備するとともに、適正な賃金の確保を図ること。
- ②法定労働時間(週40時間)を遵守し、休日の確保及び労働時間の短縮に配慮すること。
- ③退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 契約履行に係る調査について

- ①発注者は、当該工事の契約に係る受注者の前払金の使途及び下請負の状況並びに資材調達の状況などについて、必要と認めたときは立入調査又は資料の提出を求めることができるものとする。
- ②受注者は、上記の立入調査又は資料の提出を求められたときは、これに協力しなければならない。

(5) 建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済制度のうち、特に現場労働者に対する共済手帳の交付証紙の貼付等の履行を確保するとともに「建設業退職金制度適用事業主工事現場」のシールを工事現場に掲示することにより、建設労働者の福祉の向上と、建設業の健全な発展に寄与するよう、その徹底方について配慮すること。

(6) 労働災害防止について

当該工事の施工に際しては、労働災害を防止するため、現場において工事の内容に応じた安全訓練等を実施するとともに、次の事項に留意し、社内、関係機関と十分協議・打合せを行い、労働安全に配慮した工事の施工に努めること。

- ①労働災害による事故は、墜落、転落、土砂崩壊、建設機械(目的外使用も含む)等に関係するものが多発しているので特に配慮すること。
- ②交通安全については、工事現場、第三者及び社員の公私にわたっても事故防止に最善の努力をすること。
- ③工事にあたっては、近隣住民通行人の安全の確保にも努め、着手前に周知を行うこと。
- ④受注者は、4日以上連続して工事現場を休む場合は、休暇期間の保安体制を記載し

た計画書を監督職員に提出しなければならない。

- ⑤受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、工事特記仕様書による事故報告のほか、監督職員から指示があった場合には、必要事項を事故データベース（SAS）へ登録しなければならない。
- ⑥受注者は、休日・時間外等に事故が発生した場合は、事故概要を消防本部指令課へ電話により通報すること。（電話：０２２４－５２－１０５０）

(7) ダンプトラック等による過積載の防止等について

ダンプトラック等による資材等の搬入・搬出等については、次の事項に十分注意するとともに、下請業者に対しても十分指導を行うこと。

- ①工事用資材等の積載超過のないようにすること。
- ②過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ③資材等の過積載を防止するため、資材の購入に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④さし柵装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカー等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- ⑤「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下、法という）の目的に鑑み、法１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ⑥下請契約の相手方または資材納入業者の選定に当たっては、交通安全に関する配慮の欠けている者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- ⑦電波法令を遵守し、不法無線局を搭載した車輛等が工事現場に出入りすることのないようにすること。

(8) その他

- ①指令機器等移設に要する費用について

本工事に含まれる指令機器等移設にあつては、専門技術及び知識が必要となるため、当組合の指令装置等の設置業者である「沖電気工業株式会社東北支社 公共・社会インフラ営業本部公共営業課」と調整すること。移設に要する費用については同社から見積徴収を行うこと。

- ②上下水道に係る加入金等について

下記の加入金等については、受注者において負担すること。

- | | | |
|---------|---------------|-------------------|
| ・水道加入金 | 量水器口径 50mm | : 1,100,000 円(税込) |
| ・水道手数料 | 設計審査手数料 | : 2,000 円(非課税) |
| | 工事検査手数料(50mm) | : 4,000 円(非課税) |
| ・下水道手数料 | 排水設備等計画確認手数料 | : 2,000 円(非課税) |
| | 排水設備等検査手数料 | : 2,000 円(非課税) |

※上記の金額については、白石市との協議により変更となる可能性があるもの。